

植物調達パートナー認定要件

植物調達パートナーとして認定する者は、下表に掲げる事項すべてに該当しなければならない。

要件等		提出書類
契約規程	<p>協会は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号に該当する者を一般競争入札に参加させることができない。</p> <p>① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>④ 国土交通省(本省又は関東地方整備局)、農林水産省(本省)、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者</p> <p>※「一般競争入札」は「指名競争入札」及び企画競争による「随意契約」と読み替えられるものとする。</p>	<p>協会の契約規程に定められている事項が確認できるもの。</p>

要件等		提出書類
植物提案能力	<p>協会が提示する調達植物リスト案に対して、生産可能性、仕様規格、代替品等の提案能力を有する者</p>	<p>供給体制図(産地連携、事務局体制)、園芸博に関する考え方</p>
災害対応能力	<p>開催期間中の台風・集中豪雨等自然災害などによる不測の事態において、複数の産地から植物の供給が期待できる者</p>	<p>生産量(取扱量)や生産余力等が分かる書類(例:年間の月別生産(出荷)量一覧表、都道府県を跨ぐ構成員や産地情報など)</p>

輸送能力	会場もしくは発注者が指定する場所及び指定する時刻に、植物への負担が少ない手法で搬入する能力を有する者	輸送事業者との連携協定書や契約書など、輸送力があると分かるもの。もしくは、自社の輸送力が分かる書類（例：所持車両台数等）
種苗業者の届出	指定種苗を取り扱う場合は、指定種苗制度に基づく種苗業者の届出を行っている者	指定種苗を取扱う場合の指定種苗制度に基づく届出有無の確認に関する同意書
業務実績	日本における国際園芸博覧会もしくは全国都市緑化フェア、国民体育大会等（2005年日本国際博覧会（愛・地球博）、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際イベントを含む）において、計画調達による植物供給業務の実務経験を有する者。共同企業体においては、構成員のいずれかが実績を有すること	契約書や仕様書、公式記録等の写し